

各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

- (1) 事業名 各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託
(2) 事業内容 【別紙1】「各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託仕様書」のとおり
(3) 履行期限 令和3年3月31日(水)まで
(4) 事業費の上限額 16,000,000円(消費税及び地方消費税込み)

※システム再構築費用及び本格稼働後、令和2年度内に保守運用費用等が発生する場合は、それを含めた額(以下、「再構築費用等」)が、上記上限額を超える提案は失格とする

※上記上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである

※選考の際は、再構築費用等及び令和3年度以降の5年間のシステム保守等費用の合計額を審査の対象とする

※本案件については、「各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託」を契約し、「5年間のシステム保守・運用契約」は、後日、別途契約を行うこととする

2. 趣旨・目的

現在の各務原市公式ウェブサイトは、平成25年3月にリニューアルオープンし、約7年が経過した。その間、市民をはじめとするウェブサイト利用者の増加に伴う閲覧環境の多様化や、さまざまな災害の発生など、市公式ウェブサイト求められる役割も変化してきている。また、前回のリニューアル以後、市公式ウェブサイト内の情報が増え、利用者が目的の情報に素早くたどり着けないなどの課題も出てきている。そこで、市公式ウェブサイトを、閲覧者が利用しやすい、災害発生などの緊急時の情報発信に強い、市の魅力が伝わる、職員が使いやすいウェブサイトとするため、本業務を実施する。

本業務を実施するにあたり、複数の事業者の提案を比較検討し、本市の理念・方針、条件に最も適した企画提案を行った事業者を、市公式ウェブサイト再構築業務委託の受注候補者として選定する。

3. 各務原市公式ウェブサイト再構築の理念・方針

市公式ウェブサイトの再構築は下記の理念・方針によるものとする。

■基本理念

- ・閲覧者が利用しやすい

利用者が必要とする情報に簡単にたどり着き、より多くの情報を得られるウェブサイトであること

- ・災害発生などの緊急時・非常時の情報発信に強い

災害発生などの緊急時・非常時でも、迅速かつ安定的に情報発信が可能であること

- ・市の魅力が伝わる

市民のシビックプライド(市民であることの誇り)の醸成や、市外の方に向けたシティブ

ロモーションを推進するため、市の魅力、特色、市政情報などを、市内外へ効果的に発信するものであること

- ・職員が使いやすい

ページの作成や更新が容易で、専門知識や技術がなくてもページの編集が可能であること

■基本方針

(1) 現行ウェブサイトの抽出と改善

- ・現行ウェブサイトの分析や既存コンテンツの検討を行い、課題の改善策と新たなコンテンツや機能の追加を提案すること

(2) 閲覧者が目的の情報に容易にたどり着くための機能

- ・情報をカテゴリ別や組織別に分類して表示でき、よく見られている情報を優先的に表示し、容易に目的の情報にたどり着くために十分な検索機能等を備えていること

(3) 各務原市の魅力の発信

- ・各務原市の魅力が伝わる、オリジナリティあふれるデザインであること

(4) ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したコンテンツ作成支援

- ・JIS X8341-3:2016 のレベル AA に準拠したコンテンツの作成支援を行うこと

(5) 作業効率の向上

- ・ページ編集の専門知識、技術を持たない職員でも編集が可能なコンテンツマネジメントシステム (CMS) の導入と運用ガイドラインの整備を行うこと

(6) 緊急時・非常時対応

- ・アクセスが集中しても閲覧不能とならない低負荷サイトを準備するなど、災害情報等を的確に、いち早く掲載できるような機能を有すること
- ・遠隔地や市庁舎外でも職員が情報更新できるようにすること

(7) 拡張性と柔軟性に対応した保守運用連携

- ・運用開始後にバージョンアップ等による機能向上や、サイトの構成変更等を柔軟に行えるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること
- ・データのバックアップ、セキュリティ対策等の定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応をできる限り行うこと
- ・市や閲覧者がブラウザや OS、端末を更新した際の環境にもできる限り対応すること

(8) ウェブサイトの統合ができる機能

- ・市公式ウェブサイトとは別サーバで管理している各事業等専用ウェブサイトをサブサイトとして統合及び構築できる機能を有すること

4. 参加資格の要件

このプロポーザルは、各務原市プロポーザル方式実施要綱に基づき、選定のための評価委員会が評価を行う公募型プロポーザルとし、本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 審査の日において、各務原市競争入札参加者名簿に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成14年9月30日決裁)による指名停止を受けていないこと。
- (5) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 【別紙1】「各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託仕様書」に定めるセキュリティ要件、データセンターの設置要件を満たすことができること。

5. 参加資格の喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 本要領で定める資格要件を満たさないこととなったとき
- (3) プロポーザルの参加意思表明書の提出後、契約締結までの期間中に、入札参加資格停止となったとき
- (4) 「10.契約手続き(2)」で行う協議が整わなかったとき

6. プロポーザルの手順

(1) 日程

令和2年6月5日(金):実施要領公告

令和2年6月19日(金)午後4時:質問書提出期限

令和2年6月25日(木):質問に対する回答

令和2年6月30日(火)午後4時:プロポーザル参加意思表明書の提出期限

令和2年7月7日(火)午後4時:企画提案書提出期限

令和2年7月上旬(別途通知):プレゼンテーション、操作デモンストレーション審査の実施

令和2年7月上旬:評価委員会による評価

令和2年7月中旬:採用候補者の決定

令和2年7月中旬:結果の通知

令和2年7月下旬:契約締結

(2) 質問書の提出

本要領の内容に関する質問は「質問書(様式1)」に記載し、下記のEメールアドレスへ送付すること(件名は、「各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託に関する質問 ●●社」とすること)。なお、同一の事業者が複数回質問した場合には、最終の質問書のみ回答するため、質問者は過去の質問を全て記載した質問書を送付すること。電話及び口頭による個別の対応は行わない。質問に対する回答は、各務原市公式ウェブサイト上に公開する。

・提出期限 令和2年6月19日(金) 午後4時必着

・送付先Eメール koho1@city.kakamigahara.gifu.jp

(3) 意思表明書の提出

本プロポーザルに参加するか否かの意思表明のため、「プロポーザル参加意思表明書(様式2)」を、郵送または持参で、下記へ提出すること。

- ・提出期限 令和2年6月30日(火) 午後4時(持参・郵送とも、必着)
- ・提出場所 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 各務原市役所3階 市長公室 広報課

(4) 企画提案書の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者は、下記のとおり提出すること。

- ・提出書類 企画提案書10部(【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること)、機能要件一覧表(様式3)10部、データセンター要件(様式4)10部、見積書(様式5)1部、見積明細書(任意書式)1部、それらを保存したCD-ROM1部
- ・提出方法 郵送又は持参
- ・提出期限 令和2年7月7日(火) 午後4時(持参・郵送とも、必着)
- ・提出場所 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 各務原市役所3階 市長公室 広報課

7. プレゼンテーション、操作デモンストレーション審査の実施

プレゼンテーション、操作デモンストレーション審査を次のとおり実施する。詳細はプロポーザル参加意思表明者に対し、改めてEメールで連絡を行う。プレゼンテーション等の実施にあたり、プロジェクターやスクリーンなど市の備品の使用を希望する場合は、企画提案書提出時に文書にて連絡すること。なお、提出済の企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

- (1) 時間 1提案者につき45分以内とする(準備5分、プレゼンテーション及び操作デモンストレーション30分(時間配分は任意)、質疑応答10分)
- (2) 出席人数 1提案者につき3名までとする。

8. 評価及び選定方法について

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考を行う。
- (2) 委託事業者は、評価委員会の評価に基づき決定する。
- (3) 選考は、「各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託事業者選定評価表」に基づき企画提案書及びプレゼンテーション、操作デモンストレーションにより審査を行う。
- (4) 選考の結果、決定した参加者を提案採用者の候補となった者とし、随意契約の交渉を行う。

9. 結果通知

プロポーザル参加者全員に「プロポーザル選定結果通知書」を送付し、提案採用者の候補となった者として採用及び非採用の審査結果を通知するものとする。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約手続き

- (1) 提案採用者の候補となった者は、市による仕様内容の確認後、契約締結のための見積書を提出すること。

- (2) 契約については、提案採用者の候補となった者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (3) 「4. 参加資格の喪失」に該当する場合で提案採用者の候補となった者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (4) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出にあたり、郵送によって行う場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (3) 提出された提案書等は、業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとし、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは提案採用者の候補となった者の採用の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない場合もある。
- (5) 提案者は業務に関して、使用許諾や著作権、そのほか使用に関する一切の権利関係等を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

12. 担当連絡先（事務局）

各務原市役所 市長公室 広報課 担当：杉岡、奥村

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1900

FAX 058-389-1234

Eメール：koho1@city.kakamigahara.gifu.jp